

障害者職業能力開発のための基礎講座

国立吉備高原職業リハビリテーションセンター 職業訓練部長 寺島 永藏

1. はじめに

筆者が「技能と技術2/2006」(通巻第237号)21ページで紹介したように、障害者職業訓練(能力開発)の対象者である障害者の方たちは「長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な」特殊状況におかれている。

「障害者」の方には、身体障害者や知的障害者、精神障害者もおられる。また、身体障害者にも肢体不自由者、聴覚障害者、視覚障害者、内部障害者等、いろいろな方がおられる。さらに、発給される手帳の名称も身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などさまざまで、障害程度を示す障害等級の名称も手帳により異なっている。

このような障害者の方々が希望する「職業社会への参加を通じての職業的自立」という目標を実現するためには、個々人により大きく異なる障害の特殊状況(障害特性)をきめ細かに分析し、その状況に合わせた適切な個別サービスが提供されなければならない。この個別サービスは、訓練科名に係る職務(例えば電子機器組立職務)の技能習得だけではない。さらに、職業準備性、職業情報に係る技能習得等、職業社会、企業社会への適応課題がその内容を占めている。例えば、精神障害者の方なら、定期的な通院と服薬管理について本人、医師、家族等であらかじめ取決めを行う。知的障害者の方であれば、保護者や地域障害者職業センターとの綿密な連携により本人のできること・できないことの把握や通所指導を行う。全盲の視覚障害者の方なら、パソコン画面拡大ソフトや音声化ソフト、さらには点字プリンタ、点字ディスプレイ等の導入も不可欠である。

1人ひとりに特有な個別サービスは、訓練中、訓練修了時のみならず、就業後も展開される。障害者職業能力開発は、この点にこそ特徴があるといえる。

2. 「重要な基礎用語」のコメント

(1) リハビリテーション

ここでは、障害者職業訓練(能力開発)の背景にリハビリテーションという概念があり、その語源の歴史の変遷とともに、国際障害者リハビリテーション協会の定義を学ぶ。障害者の方々の機能の最大化、社会の中での統合を援助する方法は4つあり、それぞれが有機的に結びついている。

(2) 職業リハビリテーション

ここでは、わが国の法律での定義と、ILO勧告による目的定義を学ぶが、同時にその前提として「障害者」の定義も学び、特に職業リハビリテーションがどういう流れで成立しているかを把握する。さらには、その目的が就職するだけにとどまらず、雇用継続、能力向上、社会への統合、再統合に及んでいるスケールの大きさに注意する。

(3) 職業訓練

ここでは、多くの読者は専門家でおられるので、いつも見慣れている用語だけに素通りしやすい。しかし、ILOの定義では、「訓練が学校において施されると作業場において施されるを問わない」としており、そのスケールの大きさを学ぶとともに、障害者職業訓練(能力開発)の歴史部分をゴシック文字で示しているので、その流れをつかんでいただきたい。

(4) 職業リハビリテーションにおける職業訓練技術

ここでは、障害者職業能力開発のための有用な技法が具体的に示されている。一般の職業訓練との価値観や、そこで適用される訓練技術との相違、その内容の全貌が障害種類別に詳解されている。また、最近の労働力供給主体である障害者の傾向、労働力需要主体である企業の傾向も示され、新しい時代における障害者職業能力開発の構図が描写されている。

1 リハビリテーション

国際障害者リハビリテーション協会「80年代憲章」による定義

リハビリテーションは、医学、社会、教育および職業的方法を組合せ調整して用い、障害のある人々の機能を最大限に高めること、および社会の中での統合を援助する過程である。

基本の基本！ 要点

意義

- (1)医学、社会、教育および職業的方法を組合せ調整
- (2)障害のある人々の機能の最大化・社会の中での統合援助

内容

- (1)機能の改善と生活の質の向上を目指すリハビリテーションの手段
医学的方法／社会的方法／教育的方法／職業的方法

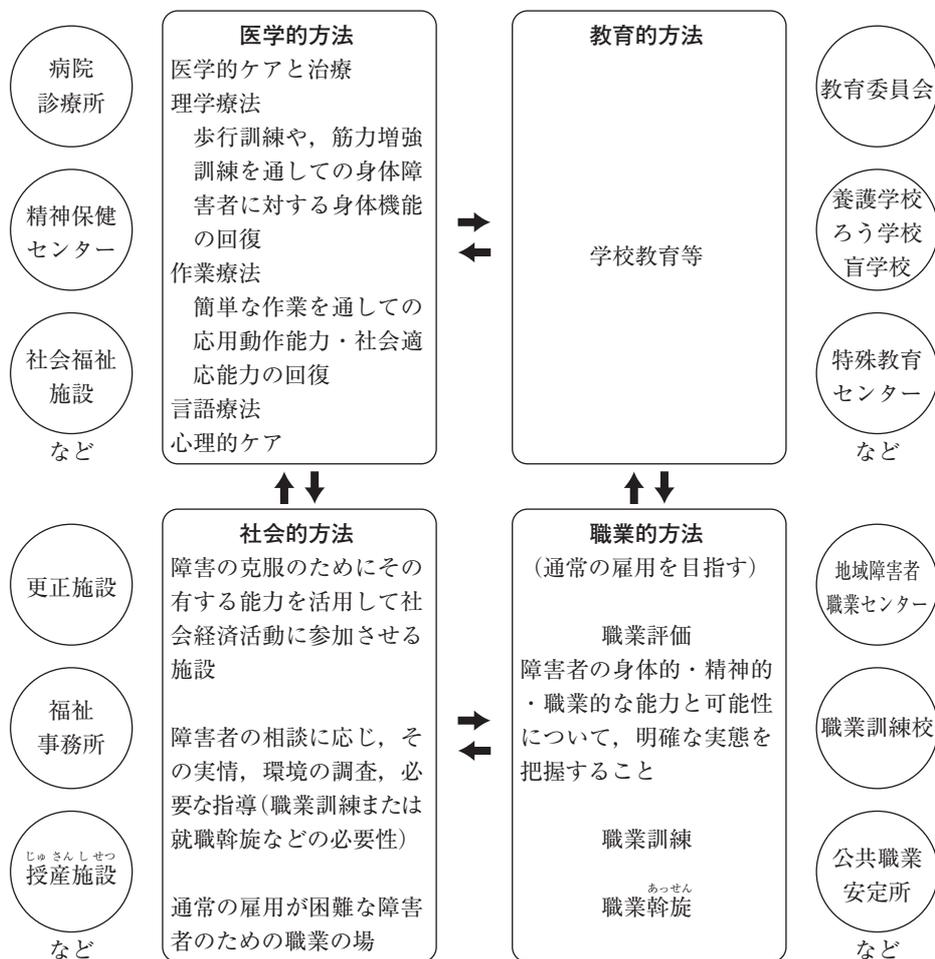
① リハビリテーションの意義

- 1) 医学、社会、教育及び職業的方法を組合せ調整
- 2) 障害のある人々の機能の最大化・社会の中での統合援助

② リハビリテーションの内容

- 1) 機能の改善と生活の質の向上を目指すリハビリテーションの手段

(リハビリテーションの領域)



「3つの理念」を学ぼう！

人はみな障害を持つという謙虚な姿勢
ハード（設備）とハート（心くばり）
相手の目の高さ、相手の立場に立つ

参考図書

「職業リハビリテーション」
(中央法規出版)
近畿福祉大学教授
安井秀作 著 p.9～

語源の歴史調べ

(ルーツ探索)

- ①中世ヨーロッパ
habilis：教会による破門取消し
 - ②近代では非宗教的意味でも使用
re-habilitation：犯罪者の名誉の回復
 - ③第一次世界大戦後
re-habilitation：戦傷者の社会復帰に対応した医療福祉
 - ④1940年代
医学用語のほか、法令用語としても使用
 - ⑤欧米のとらえ方
→全人間の復権
 - ⑥わが国のとらえ方→更正
(暗いイメージ印象を与える)
：墮落していた人がまともな社会生活を送る
- ※「更正」については異説あり。「仏教では、『しょう』は上記の意味を持つとともに、私たち自身が強い意思を持って新しく生まれ変わる自立に相通じる語意がある。」

「障害者の職業能力開発

- 理論編 -

(雇用問題研究会)
職業能力開発総合大学校名誉教授 道脇正夫 著 p.11～

3つの理念

「流通業における

ノーマライゼーション」

(もっと優しい旅への勉強会
1994年9月定例会)
アンデルセンサービス(株)代表取締役社長 小西勝巳 執筆

2 職業リハビリテーション

障害者の雇用の促進等に関する法律（第2条第7号）による定義

職業リハビリテーションは、障害者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介その他この法律に定める措置を講じ、その職業生活における自立を図ることである。

国際労働機関（ILO）による勧告（第159号条約）による目的定義

職業リハビリテーションは、障害者が適当な職業に就き、それを継続し、かつ、それにおいて向上することができるようにすることならびにそれにより障害者の社会への統合または再統合を促進することである。

基本の基本！ 要点

意義

(1)障害者に対し職業指導、職業訓練、職業紹介等の措置を講じ、(2)その職業生活における自立を図ること

内容

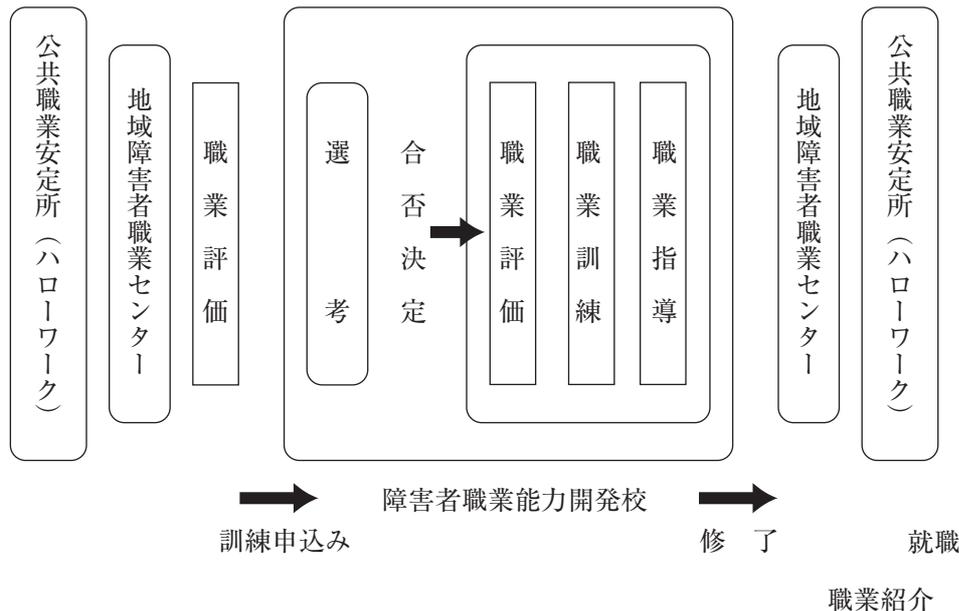
(1)障害者が適当な職業に就くようにすること、(2)雇用を継続し、かつ、向上できるようにすること、(3)ならびに障害者の社会への統合または再統合を促進すること

① 職業リハビリテーションの意義

1) 障害者に対し職業指導、職業訓練、職業紹介等の措置を講ずる

わが国の法律では、障害者を「身体障害、知的障害または精神障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な者」と、定義している。

2) その職業生活における自立を図ること



わが国における職業リハビリテーションの流れ

② 職業リハビリテーションの内容

- 1) 障害者が適当な職業に就くようにすること **就職**
- 2) 雇用を継続し、かつ、向上できるようにすること
- 3) 障害者の社会への統合または再統合を促進すること

目的

参考図書

安井秀作 前掲著 p.13～

職業指導

広い意味では、下記の職業評価も含まれる。狭い意味では、職業訓練や就職の可能性に関して障害者に助言すること

職業評価

障害者の身体的・精神的・職業的な能力と可能性について、明確な実態を把握すること

職業訓練

技術的または職業的知識を習得しまたは向上させることができるすべての訓練方法

職業紹介

適職を見つけるための援助をすること

統合

主に、生まれた時から障害を持つ方が社会で共に生きることを意味する

再統合

主に、病気や交通事故などによって中途障害を持った方が社会で共に生きることを意味する

コメント

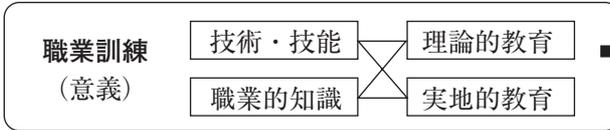
職業リハビリテーションは、就職のみが目的ではない。もっと広い意味を持っていることに注意

3 職業訓練

技術：体系的学習によって習得される能力
 技能：個人の熟練によって習得される能力

職業能力のミスマッチをなくして雇用の安定をはかること
 (目的)

技術的または職業的知識の習得または向上のための訓練方法



国際労働機関 (ILO) による勧告による定義 (職業訓練に関する勧告第157号)

職業訓練とは、(1)技術的または職業的知識を習得しまたは向上させることができるすべての訓練方法を行い、訓練が学校において施されると作業場において施されるを問わない。(2)「技術および職業教育」と称するのは、職業訓練のために学校において施されるすべての程度の理論的および実地的教育をいう。

基本の基本！ 要点

- 意義** (1)技術的または職業的知識の習得または向上のための訓練方法
 (2)理論的または実地的教育のすべてを含む
- 内容** (1)わが国における職業訓練の歴史 (2)職業訓練課程の体系

出典辞書

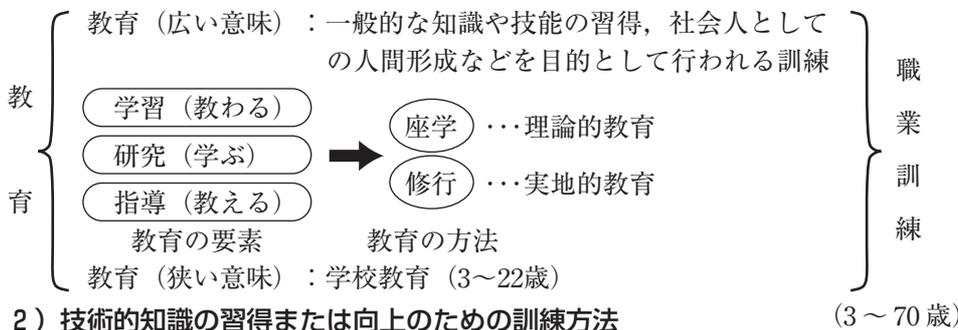
教育
 教育の定義：「新明解国語辞典」(三省堂) 金田一京助編
 コメント
 ILOによる職業訓練に関する勧告の定義は広い意味での教育と一致している

技術
 技術の定義：「新明解国語辞典」(三省堂) 金田一京助編
 職業訓練では②の方が説明としてはすっきりしそうだが、実は、②は「技能」の説明を表していることに注意
応用解釈
 「生産・加工」を「職業訓練」に読み替えてみよう
コメント
 職業訓練では、技能と技術を使い分けている

① 職業訓練の意義

※職業訓練の目的：雇用の安定 → ①労働者の地位の向上
 ②経済および社会発展への寄与

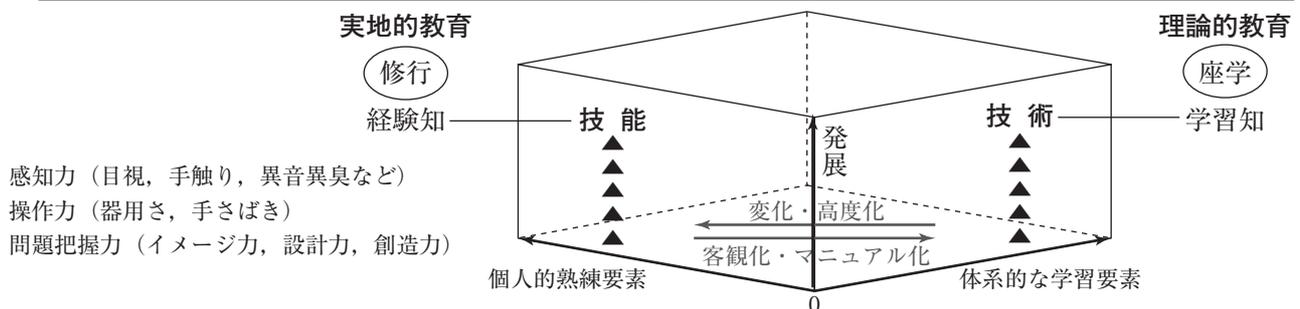
1) 職業訓練と学校教育との関係



2) 技術的知識の習得または向上のための訓練方法

- (1) 国語辞典における「技術」の説明
 わが国の代表的な国語辞典における「技術」の説明と応用解釈
技術：①最新の科学的知識を生産・加工に利用する手段
 ②訓練の結果習得した勘により最も短い時間(少ない手間や分量)で的確に事を処理する方法
技能 ①の応用解釈(読替え後)は、狭い意味での技術 ②の説明は、広い意味での技術=技能
- (2) 職業訓練における技能と技術の使い分け

| 技能 | 判断項目 | 技術 |
|---|---------|--|
| 訓練の結果習得した勘により最短時間(手間や分量)で的確に事を処理する方法 | 定義 | 最新の科学的知識を職業訓練に利用する手段 |
| 個人の熟練によって習得される能力 | 能力習得面 | 体系的な学習によって習得される能力 |
| 体系的な教科書を作れないため詳細部分の伝達は不可能，属人的性格が強い | 他人への伝達面 | 体系的な教科書により伝達が可能 属人的性格はない |
| ○技能は，新技術の改善，改良に大きな役割を果たしている ○技能と技術の関係は，相互に補完し合いながら発展している | 相互関係面 | ○新技術は，技能(経験知)を客観化・マニュアル化することによって生まれる ○新技術は，技能を変化させ，高度化させている |



感知力(目視, 手触り, 異音異臭など)
 操作力(器用さ, 手さばき)
 問題把握力(イメージ力, 設計力, 創造力)

3) 職業的知識の習得または向上のための訓練方法

(1) 安全衛生

イ 安全衛生の現状と対策

(イ) わが国の労働災害による被災者数 …………… 年間約13万人
安全衛生確保 死者1,514人 (過去最少)



①安全確保の例

- ・木工機械に自動送り装置を設ける
- ・旋盤に切り屑の自動排出装置を設ける
- ・産業用ロボットの作業を停止できる検知監視モニターを設ける

②衛生確保の例

- ・照明, 採光の適切化
- ・VDT機器の取扱い, 作業時間の適正化

(ロ) ハインリッヒの法則 ……右図およびコメント参照

(ハ) 安全衛生管理体制

総括安全衛生管理者, 安全管理者,
衛生管理者, 産業医, 各種作業主任者,
安全衛生主任者などの選任

ロ 労働と健康

(イ) 職業性疾病

(ロ) 一般的疾病

(2) 生活指導

イ 生活指導の範囲

社会性指導
訓練生の社会生活への適応を図る指導
いかに優秀な技術的知識を持っていても, 社会生活上の能力 (社会性) に欠けていては, 周囲との人間関係を築くことはできない。社会性は, 協調性を伴う。

道徳性指導
(1)しつけの段階 } コメント参照
(2)内面化の段階 }
(3)社会性の段階 }
○人権に関する指導も含まれる
21世紀は「人権の世紀」

健康保持指導
(1)からだの健康
①適量の食事, 規則性 ②適度の運動
③十分な睡眠 ④定期的健康診断受診
(2)心の健康
①喜びのもとになるものを持つ ②柔軟性でこたえる ③自分の長所・短所を知る ④他人への思いやりと理解

職業指導
①求人情報の提供 ②現在持っている職業能力の評価と, 今後必要する職業能力の付与 ③個人の希望と適性に合った求人の開拓 ④入社試験に当たっての適切な助言, 雇用主との調整と就職の促進援助 ⑤就職後の職場適応の指導

職業安定法に規定する職業指導の定義 (第4条第4号)

「職業に就こうとする者に対し, 実習, 講習, 指示, 助言, 情報の提供その他の方法により, その者の能力に適合する職業の選択を容易にさせ, およびその職業に対する適応性を増大させるために行う指導をいう。」

ロ 生活指導の方法

- (イ) 集団指導 ①ホームルーム活動 ②文化祭 ③体育祭
(ロ) 個人指導 ①面接 ②相談 ③助言

参考図書

「職業訓練における指導の理論と実際」(職業訓練教材研究会) 八訂版 p.175～283

労働災害発生状況

(平成17年度中央労働災害防止協会による労働災害統計)

安全教育実施時期

- ・雇入れ時
- ・危険有害業務従事時
- ・新任監督者教育

衛生教育実施時期

- ・雇入れ時
- ・危険有害業務従事時
- ・新任監督者教育

ハインリッヒの法則

アメリカの損害保険会社の安全技師H・W・ハインリッヒが, 1941年5,000件以上の事故・災害について調査した結果, 人間の起こした同じ種類の330件の事故・災害のうち, 300件は無傷で, 29件は軽傷, 1件は重傷であり, さらに300件の無傷害事故の底辺には無数の不安全行動と不安全状態があったという結果を得たことにちなんで, 名付けられた法則

社会生活

国家, 社会の一員としての生活から, 職業人としての生活までを指す

道徳性指導の段階

- (1)しつけの段階
- ①礼儀作法
 - ②身の環境美化
 - ③時間の厳守
 - ④個性を生かし, 自主・自立の精神涵養
 - ⑤公共物の取扱い
 - ⑥健康注意, 衛生管理
 - ⑦作業安全, 交通安全
- (2)内面化の段階
- ①善悪・正邪を知り, 判断力を高める
 - ②道徳的な態度や習慣を身につける
- (3)社会性の段階
- ①自治組織や集団生活を通じて, 連帯感や共同意識を高める
 - ②集団生活の中での役割を自覚させる
 - ③集団生活への奉仕活動を通じて, 社会性を高める

② 職業訓練の内容

1) わが国における第二次大戦後の職業訓練の歴史

昭和20 ・職業安定法制定 (S.22) 職業補導 **職業補導所**
 ~33年 失業対策を目的とする過酷な労働条件の改善
 ・労働基準法 (S.22) 技能者養成
 復員軍人、戦災者等の技能習得を目的とする労働者の保護と養成

身体障害者職業補導所

昭和33 ・職業訓練法制定 (S.33) 職業訓練 **職業訓練所**
 ~43年 職業訓練法の公布および施行に対応

| 公共職業訓練 | | | |
|--|-------------------------|---------------------------|-------------------------------------|
| 身体障害者職業訓練 身体障害者職業訓練所 | 一般職業訓練 一般職業訓練所 | 総合職業訓練 総合職業訓練所 | 中央職業訓練 中央職業訓練所 |
| 一般職業訓練所、総合職業訓練所 等で職業訓練を受けることの困難 な障害者に対する訓練 | 求職者に対する 基礎的な技能訓 練 | 雇用労働者や求 職者に対する技 能訓練 | 職業訓練に関する調 査および研究と、職 業訓練指導員の訓練 |
| 事業内職業訓練 | | | |

昭和44年 労働経済の変化および技術革新の進展に対応

| 公共職業訓練 職業訓練校 | | | | | |
|--------------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 養成訓練 | 専修職業訓練校 | 向上訓練 | 能力再開発訓練 | 再訓練 | 指導員訓練 |
| 専修訓練課程 | 高等訓練課程 | 在職者 | 離転職者 | 修了者 | 新指導員 現指導員 |
| 高等職業訓練校 | | 事業内職業訓練 | | 職業訓練大学校 | |

身体障害者職業訓練校

昭和49年 **職業訓練短期大学校** 技能開発センター

高度技能労働者 (特別高等訓練課程)

昭和53年 雇用情勢の深刻化・産業界の変化に対応

専修訓練課程廃止 **普通訓練課程** **専門訓練課程**

昭和60年~ 職業訓練法の抜本的な改正→ **サービス経済化／高齢化社会移行／
 職業能力開発法制定 (S.60) サービス経済化／高齢化社会移行／
 職業能力開発法改正 (H.4) 職業能力開発 **職業能力開発校****

障害者職業能力開発校 職業能力開発短期大学校 職業能力開発大学校

普通訓練課程廃止 公共職業訓練の自主的かつ弾力的な実施

2) の体系生成 → 職業生活の全期間にわたる労働者の職業能力の開発および向
 上職業能力開発促進センター

労働者の適応能力拡大・すべての労働者の能力開発・事業主等に対する援助措置
 東京職業能力開発短期大学校

→ ホワイトカラー労働者にも能力開発の道を拓く

対象はすべての障害者→ 身体障害者・知的障害者・高次脳機能障害者・精神障害者等
 職業能力開発法改正 (H.9) cf. 障害者雇用促進法誕生 (S.62)

障害者職業能力開発校 職業能力開発短期大学校

職業能力開発法改正 (H.11) 職業能力開発大学校

職業能力開発総合大学校

職業能力開発法改正 (H.13) 職業能力開発促進センター

労働供給面... 高齢化に伴う労働者の職業生涯の長期化

若年層を中心とする就業意識・就業形態の多様化

個人の自発性を重視した職業能力開発の促進

① 労働者個々人の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発および向上の促進

② 能力評価制度の整備 → 技能検定の民間委託制度の活用

現在

障害者職業能力開発校 職業能力開発短期大学校 職業能力開発総合大学校

高等職業訓練校 職業能力開発大学校 職業能力開発促進センター

2) わが国における現行の職業訓練課程の体系

訓練の程度と期間のみで区分する。太字は、障害者職業能力開発校での一般的な種類と課程

| 職業訓練の種類 | 長期間の職業訓練課程 | 短期間の職業訓練課程 |
|---------------|------------------|---------------|
| 普通職業訓練 | 普通課程 | 短期課程 |
| 高度職業訓練 | 専門課程／応用課程 | 専門短期課程／応用短期課程 |
| 指導員訓練 | 長期課程／研究課程／応用研究課程 | 研修課程 |

くわしく

江戸時代の徒弟制度

職業訓練の歴史調べ

(ルーツ探索・第二次大戦前)

① 1875 (明治8) 商法講習所
 1881 (明治14) 東京職工学校 ←
 ・工場法の検討開始
 ・職業訓練を労働者の権利 (人権)
 として議論開始、イギリス工場法
 (1802制定) がモデル
 ・徒弟の健康と特性を守るための法
 律の検討

1882 (明治17) 東京商業学校

1893 (明治26) 実業補習学校

1894 (明治27) 徒弟学校

1899 (明治32) 実業学校

工業学校

② 1911 (明治44) : 工場法の制定

・女子・年少者に対する最低年齢、
 最長労働時間等、労働者一般に関
 する業務上の傷病死亡についての
 扶助制度等

③ 1916 (大正5) : 工場法の施行で初
 めて法令に登場 (私的訓練制度) 常
 時10人以上の労働者を使用する工場
 に適用

・第4章に「徒弟」の第28条

1号「一定の職業に必要な知識
 技能を習得するの目的をもって業
 務に就くこと」

2号「一定の指導者の指揮監督の
 下に教習を受けること」

3号「品性の修養に関し常時一定
 の監督を受けること」

④ 1923 (大正12) : 失業者に対する職
 業補導制度 (公的訓練制度のはじま
 り)

・東京市において実施。その後各地
 で実施。1923 (大正12) **震災障害
 者職業再教育同潤啓成社**

・慈恵的、簡易的、精神的訓練

⑤ 1935 (昭和10) : 機械関連職種の本
 格的訓練 (東京府立機械工養成所)
 1937 (昭和12) **傷痍軍人障害者職業
 再教育東京職業再教育所**

⑥ 1938 (昭和13) : 職業紹介所の国営
 化

・軍需生産の拡大に伴う労働力不足

⑦ 1939 (昭和14) ~ : 国家総動員法に
 基づく工場事業技能者養成令を制定
 ・中規模以上の工場に対する熟練工
 養成義務と補助金支給

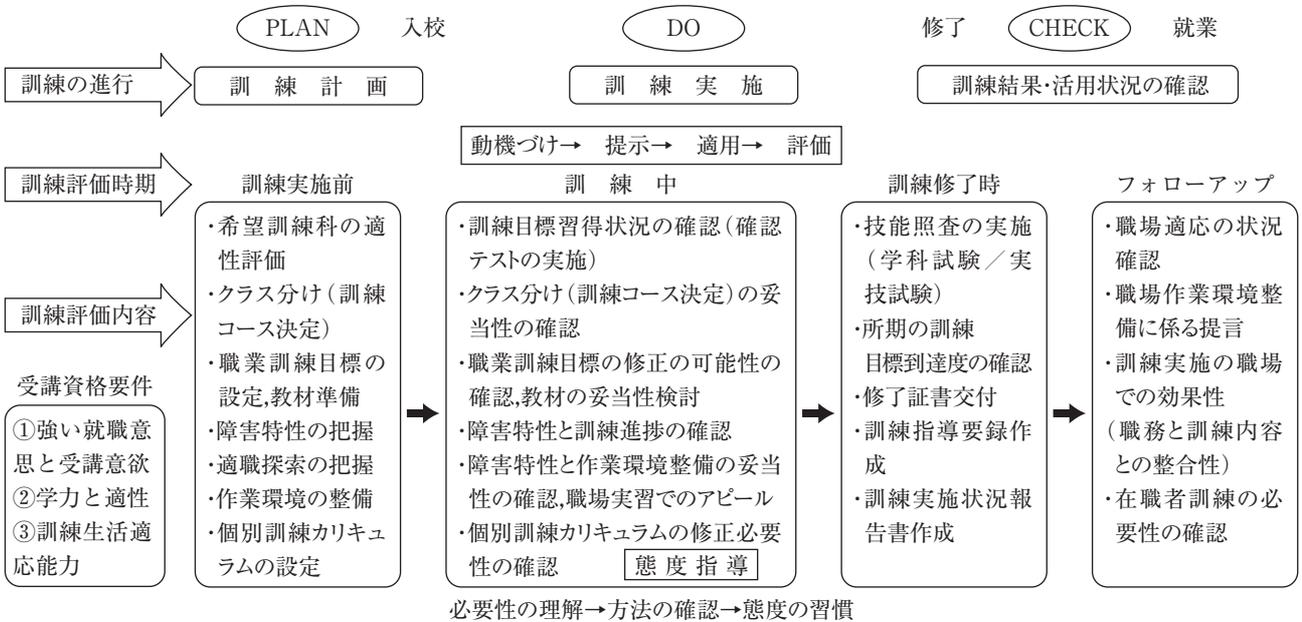
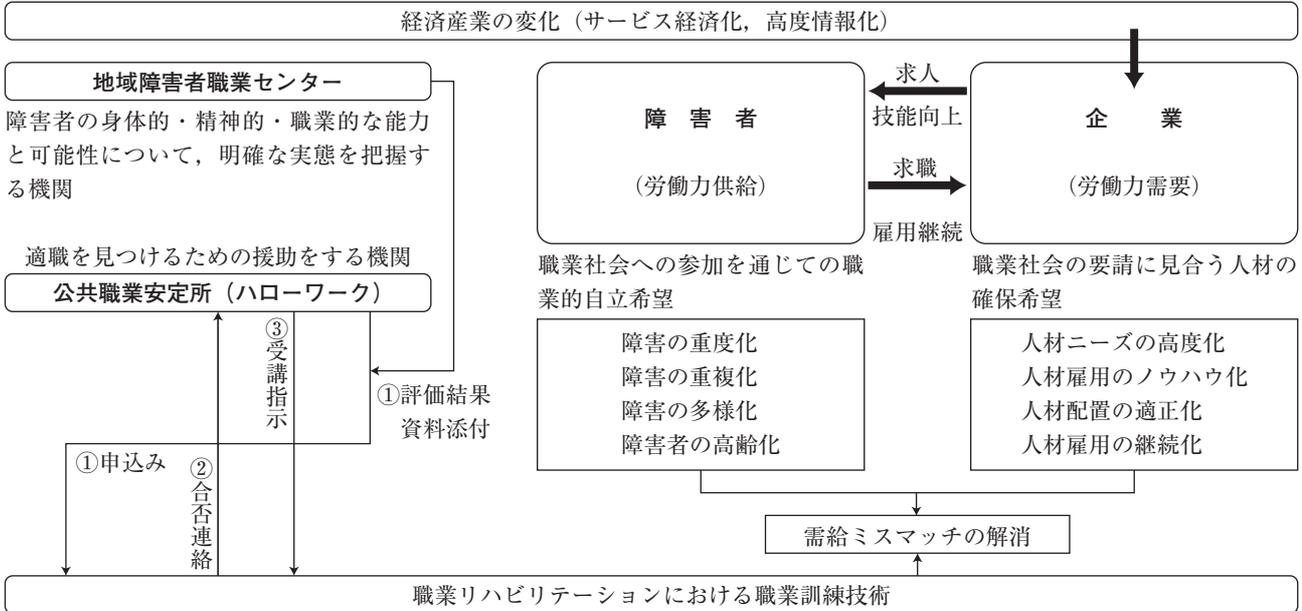
・国営職業紹介所に機械工職業補導
 所を付設

・女子職業補導所、国民勤労訓練所
 (転廃業者短期訓練) を設置

・**国立傷痍軍人職業補導所**を設置

② 職業リハビリテーションにおける職業訓練技術の内容

1) 職業リハビリテーションにおける職業訓練技術の実際



必要性の理解→方法の確認→態度の習慣

| 障害 | 技術 | 訓練環境整備時技術 | 訓練実施進行時技術 | 修了時技術 | フォローアップ訓練技術 |
|-------|---|--|--|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 身体障害者 | 肢体不自由 | ①机やイスの高さ調節 ②特注の机・イス設置 ③実習室の段差解消 | ①床ずれ防止プッシュアップ ②泌尿器管理 ③体温調節のための空調管理 | ①床ずれチェック ②作業環境技術 ③社会常識技術 | ①職務継続の検討 ②職務内容の再設計 ③在職者訓練必要性 |
| | 聴覚 | ①訓練指導員の手話能力 ②訓練指導員の筆談能力 ③訓練指導員の口話能力 | ①手話による教科説明技術 ②筆談による教科説明技術 ③口話による教科説明技術 | ①コミュニケーション技術 ②社会常識技術 ③手話講習推進 | ①職務継続の検討 ②職務内容の再設計 ③在職者訓練必要性 |
| | 視覚 | ①テレビ式拡大読書器設置 ②画面拡大・音声化ソフト ③点字プリンタ、点字ディスプレイ | ①障害進行に伴うソフト利用 ②訓練生パソコンとの相互乗入 ③全盲者向けの教材開発技術 | ①職場内移動技術 ②通勤指導技術 ③文書作成技術 | ①職務継続の可能性 ②職務内容の再設計 ③在職者訓練必要性 |
| | 高次脳機能 | (失語症) 評価場面の設定等 (疾患) 評価システムの整備 (外傷性) 備 | ①障害受容の促進技術 ②職場実習の積極的活用技術 ③家族・事業主の現状理解 | ①作業正確技術 ②作業耐久技術 ③通勤指導技術 | ①職務継続の可能性 ②職務内容の再設計 ③在職者訓練必要性 |
| 知的障害者 | ①保護者・関係機関連携 ②通所指導技術 ③できること・できないことの把握 | ①職業意識・職業観・基礎体力 ②適切な指示・伝達技術 ③専門的技術の指導技術 | ①通勤指導技術 ②視覚パターン技術 ③情緒・精神ケア | ①生活指導員の配置 ②職務内容の単純化 ③職務評価の明確化 | |
| 精神障害者 | (統合失調症) 定期的な通院 (そううつ病) と服薬継続 緊張感・ストレス | ①単純作業抵抗改善技術 ②スピード作業抵抗改善技術 ③自信回復提示・適用技術 | ①医療機関等専門機関との連携 ②スタッフ同行実習 | ①職務変更の慎重性 ②短時間労働開始 ③キーパーソンの必要性 | |